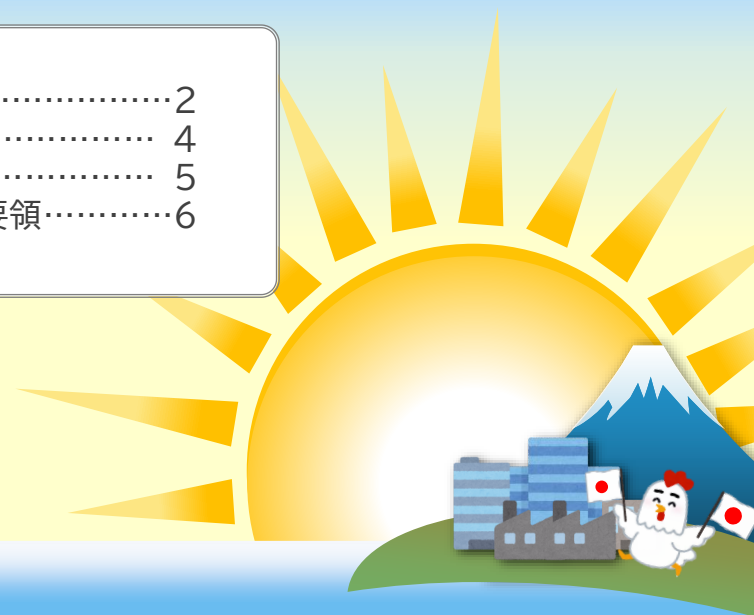




令和8年8月版

装備移転仕様等調整計画の認定 要項

1 装備移転円滑化事業について……………	2
2 審査について……………	4
3 認定までの手続について……………	5
【付録】装備移転仕様等調整計画の記載要領……………	6



1-① 装備移転円滑化事業について

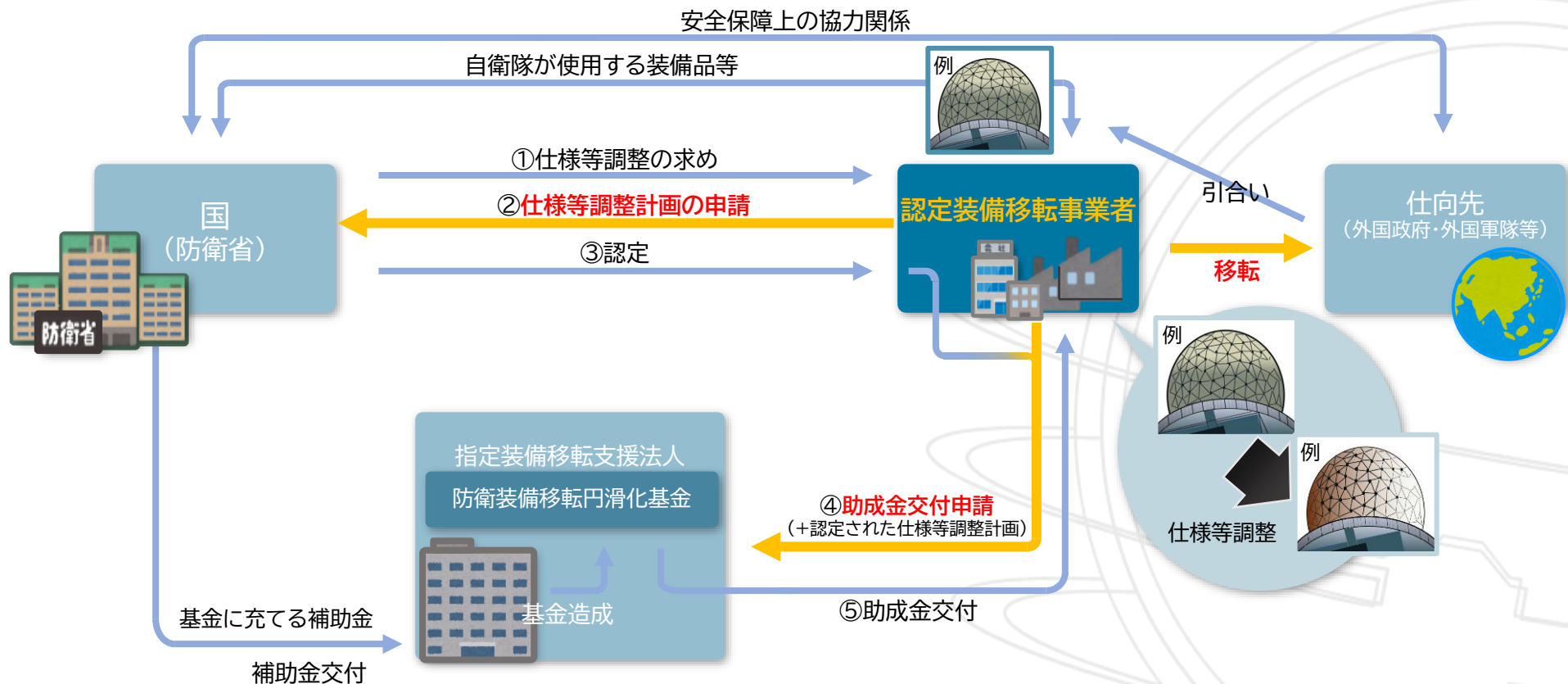
2

外国政府に対する装備移転が見込まれる事業者は、「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律(令和5年法律第54号)」に基づき、防衛大臣の求めに応じて行う移転対象物品の仕様及び性能の調整(装備移転仕様等調整)に関する計画(装備移転仕様等調整計画)を作成し、防衛大臣の認定を受けることができます。

※装備品等…自衛隊が使用する装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品(これらの部品及び構成品を含み、専ら自衛隊の用に供するものに限る。)

※装備移転…装備品製造等事業者が我が国と防衛の分野において協力関係にある外国政府に対して行う装備品等と同種の物品の有償又は無償による譲渡及びこれに係る役務の提供

※装備移転仕様等調整計画…防衛大臣の求めに応じて行う移転対象物品の仕様及び性能の調整に関する計画



装備移転仕様等調整計画が認定された事業者は、今後、防衛大臣が指定する装備移転支援法人を通じて、装備移転仕様等調整を行うために必要な費用について助成金の交付を受けることができます。

1-② 装備移転円滑化事業について

仕様等調整に関する費用

- 法律上、助成対象となるのは、①防衛大臣が、②我が国の安全保障上の観点から求める、③仕様等調整の実施のための費用です。我が国の安全保障上の観点からは必要ではない設計の変更や、特段の仕様等調整が行われない移転（自衛隊の装備品をそのまま移転するような場合等）については、対象外となっております。なお、相手国との防衛協力の内容に応じて、我が国の安全保障上の観点から適切なものとするために行われるものであるため、この限りにおいてはダウングレードやブラックボックス化に限るものではありません。
- 法第9条に定める「装備移転仕様等調整」には、各フェーズにおいて、以下図表に例示する様々な関連経費の発生が見込まれるところ、これらの経費について、個々の案件ごとに審査を行い、認定することとなります（調整計画は、原則として外国政府に対する装備移転の見込があってから納入までを一貫して認定します。）。
- 装備移転仕様等調整は、装備品等に係る秘密の保全や安全保障上の必要性等から適切なものとするために防衛大臣が装備品製造等事業者を求めるものであるため、その費用については、国が負担するという考え方です。

助成対象費用の区分	助成対象費用の区分の内訳※1		助成金の額
	費目（例示）	費目の内訳（例示）※2	
認定装備移転事業者が認定装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な右に例示する費目その他の費目による費用（一般管理及び販売費及び利子（概算払の場合を除く。）を含む。）	調査費	渉外調整費	当該計画の実施期間において実際に発生したものの額
		市場調査費	
	設計費	設計費	
		試作費	
		試作試験費	
	製造費	加工費	
		設備取得費	
	試験費	完成試験費	
		認証取得費	
		規格適合費	

※1 装備移転仕様等調整に関し、新たに発生するものに限る。

※2 用語の定義は以下のとおり。

【渉外調整費】

装備移転が見込まれる相手国政府等との間の装備移転仕様等調整の検討に係る折衝・交渉のための費用。

【市場調査費】

現地専門企業の活用等を含む市場調査・調整のための費用。

【設計費】

設計図面、作業指示書等の作成のための費用。

【試作費】

試作品の製作のための費用。

【試作試験費】

試作品の試験・評価のための費用。

【加工費】

設計図面等に基づき、納品物の製造のための費用。

【設備取得費】

製造に必要な設備等の固定資産の取得のための費用。

【完成試験費】

完成品の機能・性能の試験・評価のための費用。

【認証取得費】

耐空証明等の認証の取得のための費用。

【規格適合費】

国際標準規格への適合のための費用。

審査の概要

(1) 審査基準

装備移転仕様等調整計画の認定の申請があった場合、
次の各号のいずれにも該当すると認めるとき、その認定を行います。

- ① 装備移転仕様等調整計画の内容が基本方針※に照らし適切なものであること。
- ② 装備移転仕様等調整計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

※ 基本方針 … 防衛生産基盤強化法第3条第1項に基づき防衛大臣が定める基本方針をいう。

(2) 審査期間

装備移転仕様等調整計画認定申請書を受付した日から原則として1か月以内

(3) 計画の修正

提出された装備移転仕様等調整計画に関し、必要があると認めるときは、計画の修正を求める場合があります。

(4) 審査結果のお知らせ

装備移転仕様等調整計画を認定した場合、認定書を交付します。（不認定の場合は、不認定通知書を交付します。）

【参考】認定後の計画変更について

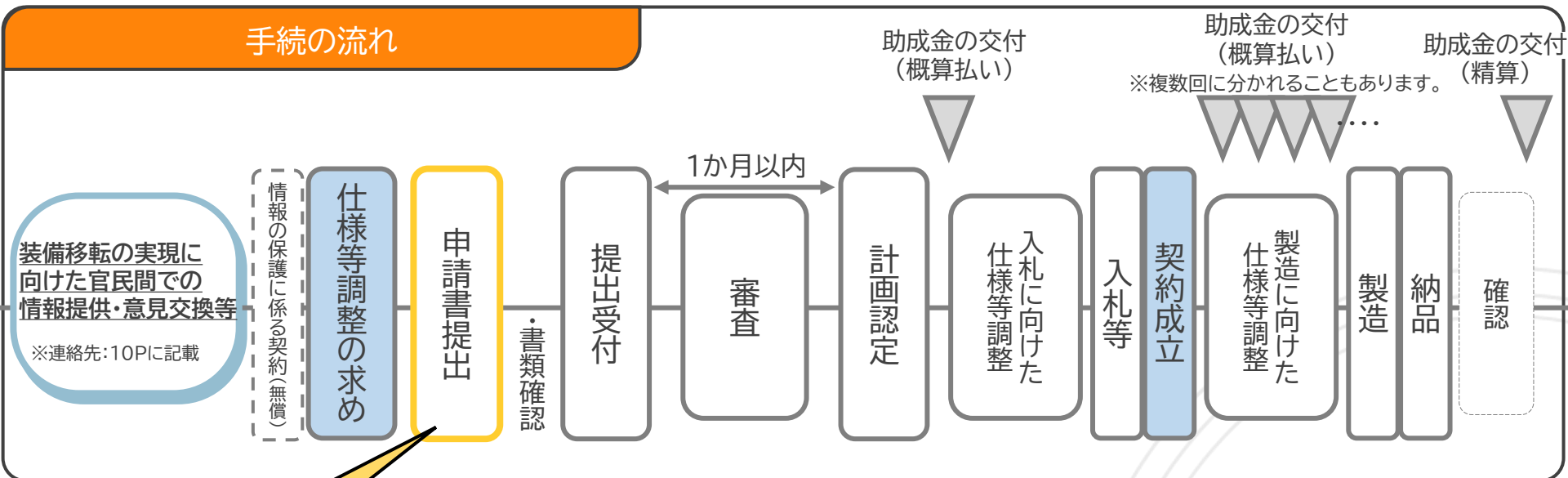
認定後、装備移転仕様等調整計画の変更が必要な場合は、あらためて認定の申請が必要となります。

なお、次に各号に掲げるものについては、軽微な変更として届出のみの手続が可能です。

- ① 氏名又は住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
- ② 認定装備移転仕様等調整計画の実施期間の六月以内の変更
- ③ 認定装備移転仕様等調整計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの（法第十五条第三項第一号の規定により指定装備移転支援法人が認定装備移転事業者に交付する助成金の額の変更を除く。）
- ④ 前三号に掲げるもののほか、認定装備移転仕様等調整計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

3 認定までの手続きについて

5



装備移転仕様等調整計画認定申請書

細部は【付録】にてご説明します。

添付書類

- ・ 定款等(写)・登記事項証明書
- ・ 最近3期間の事業報告(写)・貸借対照表・損益計算書
- ・ 役員等が暴力団員等に該当しないことを誓約する書類
- ・ 装備移転仕様等調整に必要な資金の見積もりに用いた資料

※助成金は、事業完了後に支払うことが通常であるところ、個別の事情に応じ、必要な時期に資金が供給できるよう、概算払いも選択が可能です。

※失注してしまった場合でも、それまでに支出した仕様等調整のための費用については助成いたします(既に交付した資金の返還は求めませんが、精算は実施します。)

※仕様等調整の求めにおいて、防衛省の取扱い上の注意を要する情報(相手国政府の防衛力整備等に係る情報等)が含まれる場合、秘密情報等の取扱いが求められる契約における通常の手続きを踏襲した形で、情報の保護に係る契約を締結し、各種確認等をさせていただくことになりますのでご了承ください。

※助成金の精算に際し、指定法人による書面又は実地による確認を行います。なお、実施にあたっては、事業者の業務に支障を生じさせないよう努めます。

【付録】装備移転仕様等調整計画の記載要領



装備移転仕様等調整計画の記載要領

計画様式(記載例)

記載要領

別紙

装備移転仕様等調整計画

1 計画の名称

2 申請者に関する事項

申請者の名称等	
申請者の氏名又は名称	株式会社 ●●●●
代表者名（申請者が法人の場合）	代表取締役社長 ■■ ■■
本社所在地	東京都新宿区×××丁目○○番○号
資本金の額又は出資の総額	XX,XXX 百万円
常時使用する従業員の数	Y,YYY 名
法人番号（申請者が法人の場合）	2XXXXXXXXXX
申請に係る事業の日本標準産業分類 における中分類名称及び小分類名称 並びにそれらの番号	中分類 XX ▲▲ 小分類 XXX △△

担当者の連絡先

所属	株式会社 ●●●● 営業本部 営業第1課
氏名	■■ ××
TEL	03-XXXX-XXXX
E-mail	Myouji.namae@xxxx.com

3 移転対象物品の内容及び当該移転対象物品に係る装備品等の品目

●●国が□□の目的のために使用する△△の機能を有した××（装備品等の一般的な名称）

4 装備移転を受けることが見込まれる外国政府

●●国政府

1 計画の名称

- 複数の装備移転仕様等調整計画を作成・提出する場合は、計画ごとに区別が可能となるよう、名称を変えてください。

2 装備品製造等事業者に関する事項

○ 申請者の名称等

- 共同で申請する場合は、申請者ごとに欄を追加して記載してください。

○ 担当者の連絡先

- 申請の内容について、担当部署より電話等で確認させていただきます。

3 移転対象物品の内容及び当該移転対象物品に係る装備品等の品目

- 移転対象物品の相手国における用途等の説明を記載してください。

4 装備移転を受けることが見込まれる外国政府

- 対象の国名を記載してください。

計画様式(記載例)

記載要領

5 装備移転仕様等調整の内容及び実施時期

(1) 装備移転仕様等調整の内容

--

(2) 実施時期

--

(3) 実施計画の概要

年 度	実施内容
年度	
年度	

(4) 実施体制

実施体制図
情報を適切に管理するための体制の整備状況

5 装備移転仕様等調整の内容及び実施時期

(1) 装備移転仕様等調整の内容

- 防衛大臣が求める内容を実現するために設定する具体的な目標及び当該目標を実現するために実施する具体的な作業について記載してください。また、国際競争入札等のため、外国政府への装備移転が契約等により確定していない場合については、国際競争入札等の実施までに必要な装備移転仕様等調整の内容と契約等成立後に実施する装備移転仕様等調整の内容を記載してください。

(2) 実施時期

- ① ●●国政府の入札における提案書提出期限まで、② 契約成立後、●●国政府が定めた納期までといった、具体的に必要となる時期をすべて記載してください
- なお、終期が未定の場合には、事業の終了が見込まれる時期を記載してください。

(3) 実施計画の概要

- 実施内容及び実施時期がわかるよう具体的に記載してください(別添で記載いただくことも可能です)。
- 計画の期間に合わせて必要に応じて行を追加してください。

(4) 実施体制

- 装備移転仕様等調整に関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を、図等を活用して記載してください。また、情報を適切に管理するための体制の整備状況について記載してください。
- 共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載してください。

記載要領

(単位：円)

(2) 必要な資金の調達方法

7 必要となる法令に基づく免許等の取得又は申請の状況

6 装備移転仕様等調整を行うために必要な資金の額及びその調達方法等

- 共同申請の場合には、申請者ごとに作成してください。また、国際競争入札等のため、外国政府への装備移転が契約等により確定していない場合については、国際競争入札等の実施までに必要な資金と契約等成立後に必要となる資金とを分けて記載してください(必要に応じて上表を追加してください。)。その場合には、入札・契約等が見込まれる時期を「備考」欄に記載してください。
- 「民間金融機関からの借入れ」について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」欄に記載してください。
- 「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載してください。
- 計画実施期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載してください。
- 指定装備移転支援法人による助成金の交付に関し、概算払を希望する場合には、その旨を「備考」欄に記載してください。

7 必要となる法令に基づく免許等の取得又は申請の状況

- ・ 装備移転仕様等調整を行うに当たり、法令(外国の法令を含む)の規定による免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又はこれらに類する行為が必要な場合に記載してください。

！ ご相談事や不明点がございましたら、
下記宛先にご連絡ください。

相談窓口

防衛装備庁 装備政策部 国際装備課

電子メール：soubi-iten@atla.dss.mod.go.jp

電話番号：03-3268-3111(内線番号:25387,25462)

お問い合わせの際は、
以下の必要事項の記入をお願いします。

- ・ 件名：防衛装備移転
- ・ 本文：お問い合わせ内容
貴社名、ご担当者名、連絡先

防衛装備庁HP
(防衛生産基盤強化法)



装備品安定製造等確保計画認定申請(基盤強化の措置)については窓口が異なるため、以下にお問い合わせください。

防衛装備庁 装備政策部 装備政策課 防衛生産基盤強化法室 [君シカオラン担当](#)

電子メール：kibankyoukahou@atla.dss.mod.go.jp

お問い合わせの際は、
以下の必要事項の記入をお願いします。

- ・ 件名：右記のいずれか
- ・ 本文：お問い合わせ内容
貴社名、ご担当者名、連絡先

供給網強靱化

製造工程効率化

サイバーセキュリティ強化

事業承継等

※ ご相談窓口のお間違えにご注意ください。

ホカニ・オラン & ニホンニ・キミシカ

絶滅危惧種のオランウータンとニホンカモシカ。

サプライチェーンリスクが顕在化している我が国の防衛生産・技術基盤を担うかけがえのない事業者を認定・支援する事業を担当している。